

在宅療養後方支援病院の

ご案内



在宅療養 後方支援病院 とは？



“在宅療養後方支援病院” 制度の概要

在宅療養されている患者様で、事前にかかりつけ医より登録をいただいている方に関し、かかりつけ医が緊急入院の必要があると判断した場合、当院で24時間診察を行い、入院が必要となった場合、原則当院で入院治療を行います。やむをえず当院で入院治療が行えない場合は、当院が適切な医療機関をご紹介します。入院希望患者の届出は1患者1病院となっております。1人の患者様が複数の医療機関に当該届出を行うことは出来ません。他に届出を行っている病院がないか十分にご確認ください。

登録のメリット

入院治療が必要となった場合、入院できる病院が予め決まっているため、**スムーズな入院**が可能です。**24時間365日**迅速に対応します。

ご利用の流れ

在宅療養中に
体調を崩された



①
かかりつけ医に
連絡



かかりつけ医

③
入院受け入れを
連絡

④
24時間365日
入院受け入れ

※事情により入院困難な
場合は他院を紹介



在宅後方支援病院（当院）

②
かかりつけ医から
当院へ入院申し込み

⑤
急性期治療が
終了し退院

⑥
在宅療養再開



かかりつけ医による訪問診療

ご利用いただける方

以下の条件（①かつ②かつ③）に該当する方

- ① 自宅・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム
グループホーム・サービス付高齢者住宅などにお住まいの方
- ② 在宅時医学総合管理料・施設入居時医学総合管理料・在宅がん医療総合診療料
在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）を入院前月又は入院月
に算定している方で体調を崩された方
- ③ 訪問診療をされている方

お申し込み方法



現在かかっておられる**かかりつけ医**にご相談ください。
かかりつけ医を通して当院との事前手続きをお願いします。

患者様の
情報を提供



 **おおたかの森病院**

在宅療養後方支援病院に関する Q&A

Q1 どのような人が登録できるのですか？

A1 在宅療養をされている方が対象です。社会的入院希望の方は登録することができません。

Q2 入院期間に制限はないのですか？

A2 比較的短期間（2週間程度）の入院を想定しています。病状により医師が必要な入院期間を判断します。

Q3 かかりつけ医がいなければ、登録はできないのですか？

A3 入院の必要性の判断、退院に向けての調整、退院後の診療の継続など、かかりつけ医による支援が必要です。かかりつけ医を決めて、登録していただく必要があります。

お問合せ先

医療法人社団 誠高会

おおたかの森病院

〒277-0863 千葉県柏市豊四季 113 ☎04-7141-7121（地域連携室直通）

